

医療介護推進基金（医療分）に係る令和8年度予算提案に関する留意事項

1 提案にあたっての「全県事業」と「地域事業」

(1) 全県事業

- ・県下全域の課題として、全ての二次次保健医療圏域を対象として実施する事業
- ・また、当該年度は、一部の圏域で実施するものであっても、その目標として、全県下で計画的に進めていく事業

(2) 地域事業

- ・地域（圏域）固有の課題解決のために、地域から提案・実施する事業
- ・事業提案にあたっては、地域の関係者の意見を反映させるため、地域医療構想調整会議により妥当性を認められた事業を提案すること
- ・全県事業であって、当該地域の特有の課題解決を図るための要件変更等の提案は、地域事業として提案が可能

2 市町単位で実施する事業との整理

在宅医療・介護連携推進事業等の本来市町主体で実施すべき事業については、提案事業から除くこと。ただし、事業効果が市町域を超えて周辺の圏域に及ぶもの、他の圏域を先導すると判断される事業については、この限りでない（市町負担を求める場合がある）。

3 対象外となる事業

(1) 事業効果が限定される事業

- 1 医療機関からの提案で、その効果が当該医療機関等に限定されるような事業

(2) 他の補助事業との重複

診療報酬、他の補助事業で措置されているもの、及び既存の基金事業等で対応可能な事業（本基金による継続事業については除く）

(3) 従来実施事業からの財源振替

自主財源等で既に実施している事業

4 その他留意事項

(1) 基金事業の対象事業にかかる区分について

基金事業における標準事業例（国事業例）に該当する事業であること。

※ 標準事業例に該当しない事業は原則基金補助の対象外となる。なお、国の事業例は逐次拡充する国通知が発出されているため、下記厚労省ホームページも参照されたい。

＜地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業に係る主な通知＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html

(2) 提案事業の採択について

圏域の地域医療構想調整会議で了承されたとしても、必ずしも予算措置がなされるわけではないため留意すること。また、提案事業に対して、県庁事業関係課からヒアリングを行うことがある。なお、提案事業に対する回答については、予算計上及び県議会の議決を要するため、3月下旬以降に実施する。

(3) 補助対象外経費について

以下の経費については、基金充当が望ましくないため、提案事業から除外すること。

- ・汎用性の高い備品購入費（OA機器、カメラ、タブレット端末、Wifi ルーター等）
- ・飲食費
- ・過去に補助した医療用機材の更新にかかる経費
- ・システム等の維持にかかる経費（ランニングコスト・光熱費やネット回線代）